

鳥取県救急搬送高度化推進協議会及び各地域メディカルコントロール協議会の概要

令和 5 年 8 月 10 日
鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局
鳥取県危機管理部消防防災課
鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

1 鳥取県救急搬送高度化推進協議会の概要

(1) 設置目的

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づく、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下、「実施基準」という。）に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(2) 設置根拠

消防法第 35 条の 8 第 1 項

第 35 条の 8 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

(3) 設置年月

平成 22 年 4 月

※総務省消防庁救急救助課長通知（H13.7 月）を受け、H15.10 月に鳥取県 MC 協議会を設置。

※H21.10 の消防法の一部改正による改組により、H22.3 月に鳥取県 MC 協議会を廃止し、H22.4 月に鳥取県救急搬送高度化推進協議会を設置。

※鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）の新設に伴い、H25.10.11 日より県の附属機関。

(4) 事務局

鳥取県危機管理部消防防災課及び福祉保健部健康医療局医療政策課

（参考）鳥取県行政組織規則（昭和 39 年鳥取県規則第 13 号）第 159 条（抜粋）

附属機関	庶務担当機関
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防防災課（健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。）
	健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）

(5) 構成委員

- ・鳥取県医師会、各地区医師会推薦の救急担当医師
- ・鳥取大学医学部附属病院高度救命救急センター長
- ・鳥取県立中央病院救命救急センター長
- ・各消防局警防課職員
- ・各救急病院の看護師 ほか

(6) 役割

各地域 MC 協議会間の調整や各地域 MC 協議会からの報告に基づき指導、助言 等

2 各地域メディカルコントロール協議会の概要

(1) 設置目的

救急搬送・救急医療体制の調整や検証、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言の調整を行うこと等により、地域 MC 協議会担当範囲内における救急業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(2) 設置根拠・設置年月等

(R5.3 時点)

	東部地区 MC 協議会	中部地区 MC 協議会	西部地区 MC 協議会
設置根拠	総務省消防庁救急救助課長通知		
設置年月	平成 15 年 1 月	平成 14 年 11 月	平成 15 年 2 月
事務局	東部消防局警防課	中部消防局警防課	西部消防局警防課
構成機関	15 名 ・東部医師会 ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ・鳥取市保健所 ・県消防防災課 ・県医療政策課 ・県消防防災航空センター	7 名 ・県立厚生病院 ・野島病院 ・大山クリニック ・倉吉保健所 ・県消防防災課 ・県医療政策課	11 名 ・西部医師会 ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・米子保健所 ・米子市健康対策課 ・県消防防災課 ・県医療政策課

(3) 役割

病院前救護に係る消防機関と医療機関の連絡調整、業務プロトコル・マニュアルの作成、常時指示体制の整備、検証医の選定及び事後検証票の作成等を含めた事後検証体制の確保、救急救命士の資質向上のための研修機会の確保に関する支援 等